

公民最新資料

第 33 号

INDEX

- 実践報告①** 新科目「公共」を視野に入れた「現代社会」実践授業
～自転車通学から考える「地方自治」～ 2
広島市立広島工業高等学校教諭 河村 新吾
- 実践報告②** 巨大 IT 企業問題を題材とした熟議学習
～大学入学共通テストに向けて～ 6
大阪府立三国丘高等学校教諭 大塚 雅之
- 資料編** 2019 年 10 月～2020 年 4 月のおもなできごと 11
- ①私たちの生活が変わる？
～屋内での喫煙原則禁止・レジ袋有料化～ 11
 - ②新型コロナウイルス感染症が社会に与える影響 12
 - ③著作権法の改正でオンライン授業が本格化！？ 13
 - ④感染症の予防策としても注目されるキャッシュレス決済 13
 - ⑤ 60 年目を迎えた新安保条約の役割と課題を考える 14
 - ⑥捨てられた裁判記録 15
 - ⑦地下鉄サリン事件から 25 年
～捜査とメディアのあり方を考える～ 15
- データ編** 第一学習社版 教科書・副教材のデータ更新等 16



て来る2年生は、行きは山からの追い風、帰りは（学校近くの）海からの追い風で自転車通学している。これは比熱を利用したもので、来年の地理Aで勉強する予定！」とコメントすると「ウォー（歓声）」と返ってくる。

さらに「自転車は環境にやさしい」と発表する生徒には、「交通渋滞の緩和やCO₂排出削減」という環境負荷の観点からの「利用者目線」を超えた高い視点で自転車通学を考えている点に気づかせた。これらのようにメリットとデメリットは背中合わせであり、「利用者目線」も「利用者目線を超えた目線」も重要であること、即ち、多面的・多角的な視点が重要であることを教室全体で共有した。

その後「自転車は体の一部分のように操作できるけれど、事故をすると直接体を傷つける」と結んだ。

【展開②】 自転車事故の事例紹介

「雨の日に、道路で気をつけているところはどこだろうか」と問いかけると「金属の部分」と返ってくる。その理由を訊ねると「スリッパしやすいからだ」と返ってくる。「転倒して一番ダメージを受ける体の部分はどこだろうか」と問いかけると「頭」と返ってくる。「では雨の日に、ヘルメットを被っている人はいるだろうか」とたまたみかけると、全員「シーン」としてしまふ。そこで次の事例を紹介する。

11歳の小学生が、ヘルメットを被らずに下り坂を走行中、62歳の女性と正面衝突をした。歩道と車道の区別のない道路の事故であり、女性は頭の骨を折るなどし、意識が戻らない状態が続いている。神戸地方裁判所は保護者に9,521万円の賠償命令を下した⁴⁾。

目を閉じて情景を想像させた上で、「自転車通学の皆さんは分かっていることだけれど、自転車は『車両』だから歩行者を守る義務がある。不注意で事故を起こせば『自分の責任』になる」ことを教室全体で受け止めさせた。

【展開③】 自転車安全政策提言

自転車通学経験から自転車事故を少しでも減らすための提言を考えさせた。

自転車安全政策を提言

広島市が

()を

()する



▲図2 自転車安全政策提言
(ワークシート)

発表はできても、それを文章として表現することは苦手な生徒もいる。そこでフレームを用意した(図2)。例えば、「広島市が(通学時間帯の自動車の運転)を(禁止)する」など

である。提言について一律に考察が進むとは限らないので次の指標を黒板に板書した。

- ステップ1 提言できる

ステップ2 提言の理由(メリット)を説明できる
(ステップ2までいけば、一旦終了)

ステップ3 提言の問題点(デメリット)を発見できる

ステップ4 提言の問題点(デメリット)を解決できる

授業としてはステップ2までで十分であることをまず伝え、ワークシートに書き込みができれば、座席の前後でその内容を説明するよう指示した(図3)。他者に話すことで自分の提言がどの程度関心をもたれるのかチェックすることができる。実際の授業では前後のペア学習が想定以上に盛り上がり、残り時間もあったので、一旦協議を止めて次のように整理し、その後の指示をした。



◀図3 前後でのペア学習

「人が違えば提言も違う。また提言が同じでもその理由までも同じとは限らない。人によって視点が違うからだ。」

「終了のチャイムが鳴ったらワークシートを回収する。それまではステップ3やステップ4をやってもよい。そのときは座席の左右で協議する。協議の最初には『確かにあなたの提言にはメリットはあるが、デメリットもあるかもしれない』と切り出してから協議を始めよう。」

生徒の中には、反対意見を言われると自分自身の人格を否定されたように思い込み萎縮する生徒もいる。しかし、メリットとデメリットは背中合わせであるという前提は、生徒を萎縮させることに歯止めをかけたようである。また前後左右で最大4名の他者と意見交換ができることは自分自身の考えの輪郭を明確にして発展させる契機となった。

■第2時「地方自治のしくみ」(教員主導)

一般的に地方自治では、「地方自治の本旨」をキーワードとして制度の理解や住民の福祉を中心に授業が展開される。「公共」においては、主権者教育をより一層推進する観点から政治参加の意義が重要となる。新学習指導要領では、地方自治に関して「住民としての自治意識の涵養に向けて、民主政治の推進における選挙の意義について指導すること」が記されている⁵⁾。確かに選挙となれば地域の諸問題が争点として表明化し、投票によって諸問題に対する一定の解決をみることもあるだろう。それによって自治意識が涵養されるかもしれない。しかしながら、4年に一度の統一地方選挙だけで政治参加を指導するのは狭きに失するのではないかという危惧感がある。そこで政治参加については、選挙ではなく、請願・陳情を授業の導入として取り上げることとして、教員主導で次の展開で実施した。

- | | |
|----------|--------------|
| ①請願・陳情 | → 外国人・未成年もOK |
| ②地方自治の本旨 | → 団体自治と住民自治 |
| ③補完性原理 | → 地方と国の役割 |

【展開①】 請願・陳情

自転車安全政策提言を実現させる手段の一つとして請願・陳情に言及した。憲法第16条は次の通りである。

「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」

条文の細部に拘らずに「何人も」という表現に注目させ、国籍も年齢も関係なく政治参加できることに気づかせて、広島市の場合は、広島市議会に提出すればよいことを伝えた(図4)。その上で次の展開に進んだ。

(表紙)	(別紙)
請願書 (陳情書)	件名 要旨 理由
紹介議員 氏名 ㊟ (署名又は記名・押印)	令和 年 月 日 広島市議会議長 様 住所 氏名(署名又は記名・押印) ㊟ (ほか 人)

※陳情の場合には、紹介議員は不要。

▲図4 請願・陳情の書式例

【展開②】 地方自治の本旨

生徒に持たせている教科書・資料集・教科書準拠ノートを活用して、団体自治の例外としての機関委任事務、住民自治の例として直接請求権に注目させた。1999年に地方分権一括法の成立により、機関委任事務が廃止され、地方と国との関係が「上下・主従」の縦の関係から「対等・協力」の横の関係に比重が移行した点の意義を次の補完性原理という概念を利用して掘り下げた。

【展開③】 補完性原理

補完性原理は服部高宏先生の論文⁶⁾に全面的に依拠した。そこでは、個人と社会との関係を次のようにまとめている。

- 「個々の人間はまず自己責任で行為しなければならず、
- 社会はその次の段階に至ってようやく補助的に登場するものなのである」(p.254)

筆者なりの理解で次のように黒板に板書した。

人	<	地方(広島市・広島県)	<	日本国
個人		住民(市民・県民)		国民

これは、社会契約説のように国家の成り立ちを個人から説明し直し、より大きな単位は、より小さな単位にはできないことが託されている、という理解である。当該論文では、補完性原理のこの側面を「積極的・構成的・促進的側面」としている。その一方で、補完性原理には「消極的・批判的・防御的側面」があり、国家の役割を限定的に捉える。「小さな単位の自助の援助(Hilfe zur Selbsthilfe)」が核心である。授業では単純化して次のようにまとめた。

- ・国家と地方は「上下・主従」の縦の関係という理解は、国家が先にあつて地方に分かれたという考えに基づく。
- ・国家と地方は「対等・協力」の横の関係という理解は、地方が先にあつて国家を形成したという考えに基づく。
- ・地方でまずやってみて、できないところをできない範囲に限って国家が援助する(地方と国家の役割分担)。

上記の理解は、講学上問題点もある。しかし、諸課題を「国家の責任」か「地方の責任」かのように二分して整理し解決を模索するよりも、自己決定を尊重しながらより大きな単位が補完していく方が、より柔軟な解決を志向できるであろう。補完性原理は、「住民としての自治意識の涵養に向けて、民主政治の推進」を図る上で有益な概念であると思われる。

■第3時「自動車保険」(生徒と教員との対話)

次の2展開で実施した。

- ①自転車安全政策提言評価
→ 現実可能な提言の検証
- ②自転車保険
→ 予防としての自転車安全政策

【展開①】 自転車安全政策提言評価

提出された自転車安全政策提言をシャッフルしながら、教員が読み上げ、次の指標で生徒自身に評価させた。またこれは、根本的な政策(長期)と即効的な政策(短期)に分類するためのものであることも付け加えた。

■ 時間による評価

→ 高校卒業までに実現可能か

さらに短期的に実現可能なものについても次の指標で生徒自身に評価させた。

■ 空間による評価

→ 広島市だけで実現可能か

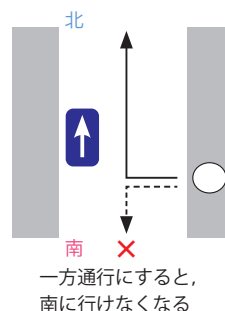
提言の多くは、自転車専用レーンの設置や死角が生じる壁の撤去等であり、最初の「時間による評価」の指標の段階で実現不能であった。その中で次の提言が注目を浴びた。

「広島市が(車道を片側一方通行にして対向車線分)を(左右の自転車専用レーンに)する」

これは車道を半分にする等のライン引き直しと標識変更等の設置を意味する。当該提言は高校卒業までに学校近辺道路で実現可能であるという評価を得た。自転車通学経験者だからこそ創造できる提言に教室

内は感嘆の声が漏れた。

「提言を可視化してみよう」と言って黒板に板書し、「もし北上する一方通行にしたとき○印の住民の目線で考えてみよう」と促した(図5)。チョークで導線を引く音だけが教室に聞こえる。一方通行の場合、両端に住む住民には不便を強いる。自転



▲図5 住民の目線

車通学目線ではメリットでも住民目線で必ずしもメリットではないことに生徒は気づいた。社会的事象は相互に関連しており、提言を振り返ることで生徒は多面的・多角的思考の重要性を学ぶことができた。

【展開②】 自転車保険

「自転車事故を起こさない」視点から「自転車事故が起きたとき」に視点を移した。高額な損害賠償命令を想起させて、自転車保険への加入状況を調べた。自転車通学者は学校が紹介した複数の保険のいずれかに加入済の者がほとんどであった。加入していない者も各家庭の保険の特約に加入済であった。また、保険加入は保護者の意向であって、それについて生徒自身は考えたこともなかった。予防としての自転車保険に言及し、高額な賠償命令のあった兵庫県は日本で最初に自転車保険加入義務化を実施したことを生徒に伝えた上で次のことを別々に考えさせた。

- ①保険がよいからといって義務にすることに賛成か
- ②義務がよいからといって罰則をつけることに賛成か

①について賛成意見が多かったのが「自分だけで事故は避けることはできない」であった。また反対意見が多かったのが「保険があるからといって危ない走行する人が出る」であった。前者はリスクの問題、後者はモラルハザードの問題であり、経済分野で学習する項目であることを伝えた。

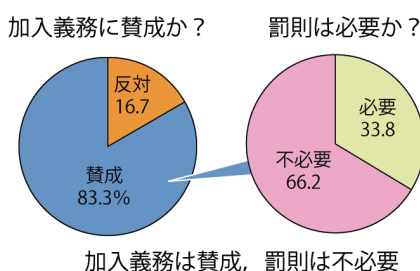
②について賛成意見が多かったのが「義務にした意味がない」であった。また反対意見が多かったのが「保険加入にはお金がかかるから」であった。

生徒が一番表現しにくかったのが、罰則反対の理由であった。「お金がかかるから罰則に反対」と聞いて腑に落ちる人は少ないであろう。また「罰則はいらない。もし事故をしてお金がかかれば、それが罰則になる」と表現する生徒もいて、罰則に賛成なのか反対なのか分からなくなる者もいた。ここで「すぐに答えが見つからなくてもいい。ここで扱っている問題は、1+1はいくらか、を聞いている問題ではないからだ」と言い、「発表できなくてもいい。人の意見を聞いて考えることも重要だからだ」と結んだ。

最後に、現時点で広島市は自転車保険加入を住民に義務化していないことや、他の自治体では条例化したところもあることを伝えた⁷⁾。そして、①や②の視点で考えたことを今後も考え続けてほしいと希望を述べて授業を終了した。

5. 生徒の反応や変容(対策の対象から政策の主体へ)

地方自治の授業後、自転車保険加入義務化についてアンケートを実施した。結果は次のとおりである(図6)。



▲図6 自転車保険アンケート

生徒の意向は、自転車保険加入義務には賛成だが、その際に罰則は不必要である、というものであった。一方、授業の振り返りはフリートークにしている。授業に関することで何を言ってもいいし、言わずに黙っていてもよいことにしている。自転車については、道路交通法の細かい規定を聞いてくる生徒が多かった。「走行していれば前方不注意になる」「事故の場合、過失相殺が問題になる」など生徒は法や裁判に関心をもったようだ。その一方で日頃発表しない生徒が「よかった」と言ったので訳を聞いてみた。自転車についてマナーの向上や放置自転車など生徒が説教される場面が多く不快な思いをしてきたと言う。つまり対策の対象ではなく、政策の主体となって授業に参加していたことが心地良かったというのである。

自分の考えを他者に伝えようとすれば、言葉の選び方や話の組み立て方を工夫しなければならない。生徒の中にはそれが苦手な生徒もいる。自転車通学という共通経験がその苦手意識を軽減する上で効果的であった。また他者との対話が進めば、自分の考えを補強するものや相対立するものに会うことができる。理解できない相手ですら考える機会を与えてくれる存在として受容することができれば、多面的・多角的思考は一層育まれることが期待できる。

6. おわりに

本実践は、自転車保険の加入義務や罰則について結論を求めるものではなく、多面的・多角的思考を育むことを求めるものであった。生徒の発言に対して、その発言の前提に気づかせたり、その考え方をより広い文脈に位置づけさせたりすることが「公共」の授業では求められるであろう。

それと同時に補完性原理やパターナリズムについて、さらに教材開発が求められるであろう。今後、感染症、テロ、災害などに対する予防的な介入が国家から地方へ、首長から住民へなされていくことが想定されるからである。

注釈

- 1) 本実践は、2019年10月19日明治大学駿河台校舎で発表したものを加筆再編成したものである。
- 2) 2019年1月25・26日京都大学で主権者教育についてドイツ法と法哲学からの視点に基づく講義を受けた。
- 3) 「政府は、自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」
- 4) 被害者と被害者に保険金を支払った保険会社が原告となり、小学生の母親が被告となった。2013年7月4日判決。
- 5) 文部科学省「高等学校学習指導要領」(平成30年告示) p.83
- 6) 服部高宏「『補完性原理』についての覚書き—ドイツにおける議論をふまえて—」(『現代法の変容』平野仁彦 他編、有斐閣)。
- 7) 2020年4月の時点で、条例によって義務化した自治体が23、努力義務化した自治体が13ある。

大阪府立三国丘高等学校教諭 大塚 雅之

1. はじめに

2020年に大学入試センター試験が終了し、2021年より大学入学共通テスト（以下、「共通テスト」）が導入されることになった。2017、18年には、共通テストの試行調査が実施され、問題の公表、正答率及び主に問いたい資質・能力なども示された。筆者は、試行調査のうち思考力・判断力・表現力（以下、「思考力等」）を問う問題を分析し、関連する問題を用意した上で、単元開発を行う逆向き設計¹⁾で授業を実践していった。本稿では、実施したいくつかの授業のうち、巨大IT企業問題を題材とした熟議学習について取り上げたい。新課程や共通テストに向け、どのような授業を行っていけばよいかを検討している教育現場の先生方にとって、今回の実践報告が、微力ながら一つの参考となれば幸いである。

2. 共通テストの「思考力等」に関わる問題の分析

大学入試センターのウェブサイト²⁾では、共通テストの試行調査問題だけでなく、出題のねらいや主に問いたい資質・能力などについても公表されている。「現代社会」の試行調査において、思考力等を問うことを挙げている問題は、2017年では23問中12問、2018年では33問中21

問となっている。問うている思考力等の具体的な内容は、「概念や理論を活用し、制度や政策の本質や日常生活に見られる人々の行為の意味をとらえることができる」、「社会的事象等を多角的・多面的に考察し、課題の解決に向けて、公正に判断することができる」といったものである。例えば、2018年の解答番号3の問題では、経済的自由と精神的自由という二つの軸のモデル図を示し、それらの政策の位置づけを問うことで、それらの政策の本質や意味をとらえられるかどうかを問うている。また、2017年の解答番号23では裁判員制度、2018年の解答番号17～20では一院制か二院制かといった賛否の分かれる問題を取り上げることを通して、多面的・多角的な考察をすることができるかを問うている。

他にも、問題を分析した結果、求められる思考力等を養うために授業で必要なことが少なくとも二点あると考えた。第一に、授業の過程の中で様々な資料やデータを生徒に比較させたり、解釈させたりすることで政策や制度などの意味を吟味させることである。第二に、資料等をもとに生徒同士で議論させることによって論理的思考を促しつつ、様々な立場からの主張を多面的・多角的に考察させることである。そして、これは従来から多くの場で提案され、実践されている社会論争問題学習などを丁寧な扱っていくことによって実現するのではないかと考えた。

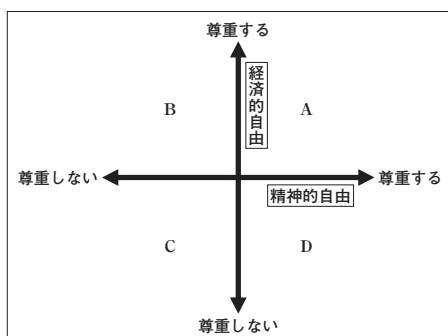
▶ 共通テスト試行調査問題 2018年・解答番号3

問3 見出し(a)・(b)の記事に関する取材のあと、新聞部で議論し、国や地方公共団体の政策や制度を検討する際に考慮すべきと思われる観点を次の二つに整理した。

(ア) 公共的な財やサービスについて、民間の企業による自由な供給に任せざるべきか、それとも民間ではなく国や地方公共団体が供給すべきか。すなわち、経済的自由を尊重するのか、しないのか、という観点。

(イ) 国や地方公共団体が政策や制度を決定する場合に、人々の意見の表明を尊重するのか、しないのか。すなわち、精神的自由、とりわけ表現の自由を尊重するのか、しないのか、という観点。

いま、(ア)の観点を縦軸にとり、(イ)の観点を横軸にとり、次のような四つの領域を示すモデル図を作ってみた。



▶ 共通テスト試行調査問題 2017年・解答番号23

問5 下線部①に関して、「法学基礎ゼミナール」の授業で学生A～Eの5名が次のような議論をした。ア～ウの発言者がそれぞれの学生であるかについて、最も適当な組合せを、次のページの①～⑤のうちから一つ選べ。
ただし、学生の意見は、「裁判官のみが判断をする制度」と「裁判員制度」とのどちらが望ましいと考えるかによって二つに分かれており、各学生の意見が途中で変わることはないものとする。 23

先 生：日本の裁判員制度について、皆さんの意見を聴いてみましょうか。陪審法は長く停止されたままとなっており、裁判員制度ができる前の刑事裁判の判断はすべて裁判官のみでしていましたが、「裁判官のみが判断をする制度」と「裁判員制度」とでどちらが望ましいかについて、Aさん、どう考えますか。

学生A：私は裁判員制度に賛成です。一般の国民が裁判に参加することにより、審理や判断の過程が国民に分かりやすくなって司法に対する理解が進みますし、裁判内容に社会常識がよりよく反映されるようになると思います。ですから、この制度に賛成したいと思います。

学生B：裁判官にだって日常生活はあるのだし、裁判官も他の人々と同様に常識があると思います。

学生C：私もそう思います。一般の国民の意見を裁判の内容に反映させる必要性は高いので、裁判員制度は良いものだと思います。

学生D：私も裁判員制度に賛成です。

学生E：どうしてそう言えるのですか。国民の意見が裁判に反映されると、判断が感情的になって、無実の人が罰せられる可能性が高くなるなどするので、被告人の利益にはならないのではないですか。

学生ア：私もそう思います。裁判官は判断を無罪の推定から出発させるはずですが、一般の国民だと被告人を最初から有罪と決めてかかる人も多いと思いますので、そのような人が裁判に加わるのは刑事裁判の重要な原則にそぐわない結果をもたらします。

3. 「巨大 I T 企業問題」を題材とした熟議学習

1 学習内容

今日では私たちの日常生活において、Google、Apple、Facebook、Amazon（以下、「G A F A」）といったプラットフォームの利用は不可欠のものとなっている。これらの企業のおかげで、私たちは瞬時に必要な情報を得たり、最適な商品を購入したりすることが可能となった。一方で、これらの巨大 I T 企業に富と情報が集中し、「新たな独占」の問題も引き起こされている。また、欧米では大量の個人情報を利用した世論操作やフェイクニュースが蔓延し、民主主義に歪みをもたらしているとも指摘されている。本実践では、特に経済的自由と表現の自由に焦点をあて、政府による巨大 I T 企業への規制はどうあるべきかを様々な資料を用いることで考えさせることとした。

2 授業計画

単元を貫く問いは、「政府は、巨大 I T 企業に対して、どこまで規制を行っていくべきか」とし、第 1 時と第 2 時では、巨大 I T 企業が私たちの生活に与える良い影響と悪い影響の両面を講義形式で取り上げた。第 3 時以降では、アクティブ・ラーニングの要素を取り入れ、知識構成型ジグソー法と熟議学習を取り入れることとした。

また、以下のワークシートを単元実施前に記入させた。

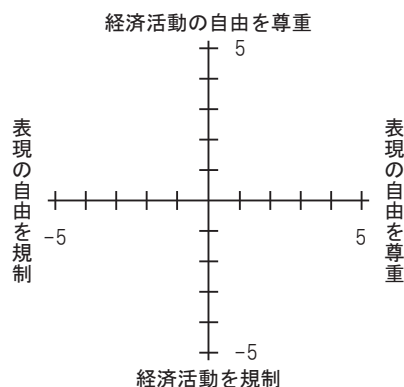
▶単元実施前のワークシート（一部）

- Google、Apple、Facebook、Amazon といった巨大 I T 企業や、ネット上でなされる表現に対して規制しようという動きが各国で広がっています。あなたはその動きに賛成ですか、反対ですか。どちらか立場を決めた上で、その理由や今後どうすべきかをできるだけ多面的・多角的に記述してください。

あなたの立場（規制に賛成 or 規制に反対）

その理由

- 自分の意見を図でドットで示すなら、どの辺になると思いますか。



単元計画 巨大 I T 企業への規制はどうあるべきか

	学習内容
第 1 時	巨大 I T 企業と経済活動の自由
第 2 時	巨大 I T 企業と表現の自由
第 3 時	知識構成型ジグソー法
第 4 時	熟議学習

対象学年・科目

高校 2 年生・「現代社会」

目標

知識・技能	経済活動の自由や表現の自由などと、全体の利益や個人の尊厳などが対立することを踏まえ、資料をもとに政府の政策の意味を理解する
思考力・判断力・表現力等	政府の企業に対する規制がどこまで許されるかを考察する
学びに向かう力、人間性等	高度情報社会において、適切にメディア・リテラシーを身につけようとする

3 授業の実践

① 知識構成型ジグソー法

第 3 時では、知識構成型ジグソー法の手法を取り入れた。この手法は東京大学 CoREF が独自に開発した学習法であり、単元での問いを設定した上で、同じ資料を読みあうエキスパート活動と異なる資料を説明しあうジグソー活動、問いに対する答えを発表しあう活動等によって成り立つ³⁾。本実践では、巨大 I T 企業の問題について多面的・多角的な考察を行わせることを目的に、以下の資料を生徒に配付した。

活用した資料

- 資料 1 諸外国におけるフェイクニュース及び偽情報への対応（三菱総合研究所、2019 年 5 月 24 日）⁴⁾
- 資料 2 「データの世紀」p.14～21（日本経済新聞出版社、日本経済新聞データエコノミー取材班）
- 資料 3 G A F A の売上高過去最高（「読売新聞」2020 年 2 月 5 日）
- 資料 4 「米中 A I 戦争の真実」p.22～28（深田萌絵、扶桑社）
- 資料 5 米加州で新個人情報保護法 欧州上回る企業負担も（「日本経済新聞」2019 年 10 月 15 日）⁵⁾

これらの資料をそれぞれの生徒が読み込みあい、説明や考察を行わせていくようにしていった。

② 熟議学習

知識構成型ジグソー学習の後には、前時で用いた資料をもとに、ワークシートを使って熟議を行わせることにした。そもそも、社会論争問題を扱う際には、ディベートを行わせることや、トゥールミン図式を活用することなどが提案されてきている。本実践では、熟議に基づく論争問題学習を参考とした⁶⁾。その授業構成論は、アメリカの熟議による論争問題学習のプログラムである“National Issues Forums”（以下、N I F）を分析することによって示されている。N I F では、熟議の学習段階で、論争問題への複

	政策 1 日本も中国のように国家が情報管理を徹底する	政策 2 日本も EU やカリフォルニア州のように個人情報保護規制を強める	政策 3 日本もドイツやフランスのようにフェイクニュースへの規制を強化する
この政策は、あなた個人にとって、どのような影響を与えるか	本格的に私生活が国家の監視の下となる	知らないうちに、個人情報が出してしまうことを避ける	真実でも、フェイクニュースだと捉えられて、表現の自由が守られなくなるかもしれない
この政策を支持する人が重視するものは何か	治安の乱れを防ぐことと利便性の向上	企業による情報利用と個人情報のバランス	フェイクニュースの排除
なぜ、この政策は実行することが難しいか	国民全員の同意が必要 ➡全員が同意するわけがない	損する企業がある ➡政府が圧力をかける可能性	基準がよくわからない
この政策をすることで、何を不得、何を失うか	治安のよさを得て、国民のプライバシーを失う	プライバシーは守られるが、企業は膨大なお金を失う	フェイクニュースによる混乱がなくなるが、表現の自由を失う

▲資料「熟議学習」で用いたワークシートの一部と生徒の記入例 ※明朝体の箇所は生徒の記入例

数の対処方法（アプローチ）を提示し、それぞれに内在する価値や原理、コストやトレード・オフなどを理解させようとしている。論争問題を授業で取り上げ、熟議の場面を設定することによって、生徒たちが、今後、どのような仕組みが必要であるかについて、他者の意見も踏まえつつ、意見形成ができるようにしたいと考えた。

そこで、N I F を参考に、表形式のワークシートを作成し、生徒に取り組ませた（「資料」参照）。

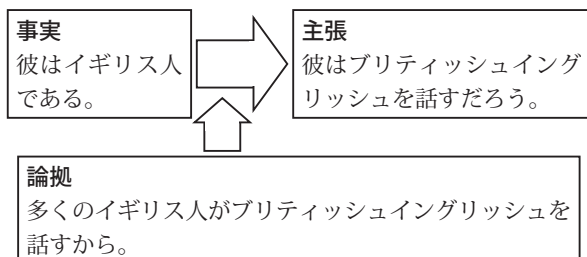
③ 評価問題の作成と結果の考察

2017、18 年の「現代社会」の共通テスト試行調査問題を参考に、今回扱った高度情報社会に関する評価問題を作成した。評価問題については、概ね 9 割以上の正答率となった。また、単元実施後に巨大 I T 企業に対する政府の規制についての意見を記述させたが、独占などの経済理論や個人の尊厳といった概念をもとに練られた記述が増加した。考える過程を授業の中に構造的に組み込んだために、このような結果が得られたと考えている。

今回の実践報告では、作成した評価問題のうち、4 問を紹介する。

▶ 評価問題・問 1

【問 1】 次の図はトゥールミンの論証図の一部の例である。この図では、主張は事実と論拠にもとづいて行われるものとしている。



この図をもとに考えた場合、「日本でも表現の自由への規制を強化するべきである」という主張をするための事実と論拠になるものの組合せを右の①～④のうちから一つ選べ。

【問 1】の作問意図

問 1 は、「現代社会」の共通テスト試行調査問題のうち、2017 年・解答番号 18 の問題を参考に作問した。試行調査問題では、トゥールミン図式を示し、資料を選ぶ問題となっており、思考力等だけでなく、資料から情報を読み取る技能も問うものとなっている。筆者の作成した問題は、政府の規制についての主張について、主張と事実と論拠を明確に分けて考える論理的思考力を問うものとした。

	事実	論拠
①	日本では、沖縄県知事選挙の際に、SNS 上で偽情報・ミスリーディングな情報が流れた。	日本国憲法では、検閲は禁止されている。
②	フランスでは、投票の誠実性を損なうような不正確な主張については、裁判官が発信から 48 時間以内に停止の判断をすることができる。	情報内容が虚偽であるか否かを日本の裁判官が 48 時間以内に判断することは難しい。
③	ドイツでは、違法な内容であると申告のあった表現は、直ちに違法性が審査され、削除を命じることができる法律が制定されている。	日本では SNS 上の発信情報を委縮させる可能性がある。
④	アメリカでは、2016 年の大統領選挙の際に、候補者であるクリントン氏を貶めるフェイクニュースが外国から発信されたとされている。	日本でもフェイクニュースは民主主義に歪みをもたらせてしまう可能性がある」と指摘されている。

正答④



▶評価問題・問2

【問2】 探究のテーマについて、次のⅠ～Ⅲの質問や意見が出た。Ⅰ～Ⅲの内容を、次の表を使って分類すると、表中のア～カのどの項目に属するか。その組み合わせとして最も適当なものを、下の①～⑥のうちから一つ選べ。

- Ⅰ 高度情報社会では、自分の情報がどこにどれだけ流れているかを確認することが難しい。私自身も、コンサートの申し込みの際などに、プライバシーポリシーをよく読まずに、インターネット上で個人情報を記入してしまうが、それらに関する法律はあるのだろうか。
- Ⅱ IT技術を先進的に使う環境が整っている国と、そうではない国では、今後、さらに経済格差が拡大することが予想される。そのため、技術を持つ国は技術を持たない国を積極的に支援していくべきである。
- Ⅲ 今後、さらに情報化が進むことを考えたら、これからの世代の情報リテラシーを育むために、早期教育の段階でしっかりと情報について学べる機会を提供できるよう、今のうちから制度を整えておく必要がある。

	個人と社会の 関係に関するもの	社会と社会の 関係に関するもの	現役世代と 将来世代の 関係に関するもの
個別・具体的な経験について述べたもの	ア	イ	ウ
望ましい社会のあり方や人間としての生き方について述べたもの	エ	オ	カ

- ① Ⅰ－ア Ⅱ－カ Ⅲ－エ
 ② Ⅰ－ア Ⅱ－オ Ⅲ－カ
 ③ Ⅰ－ウ Ⅱ－ア Ⅲ－カ
 ④ Ⅰ－ウ Ⅱ－カ Ⅲ－エ
 ⑤ Ⅰ－カ Ⅱ－イ Ⅲ－ウ
 ⑥ Ⅰ－カ Ⅱ－ア Ⅲ－オ

正答②

【問2】の作問意図

問2は、「現代社会」の共通テスト試行調査問題のうち、2018年・解答番号33の問題を参考に作問した。試行調査問題では、探究的な場面を設定し、多面的・多角的に考察した結果をまとめることができるかを問う問題となっている。筆者も出題形式は同様なものとしつつ、内容に個人情報保護、デジタルデバイド、メディア・リテラシーなど、今回の授業で生徒が議論する際に論点になりやすいであろう事柄を入れておいた。

▶評価問題・問3

【問3】 G A F Aの独占は、ネットワーク効果が働いているために起こると説明することができる。ネットワーク効果とは、利用者が増えれば増えるほど利便性が増えていく性質のことを表す。ネットワーク効果に関連する事例として適当なものをすべて選べ。

- ① キャッシュレス決済ができる店が多い決済アプリほど、そのアプリをインストールしようとする人が増える。
- ② 他人がブランド品を購入したのを見ると自分も欲しくなってしまう、ついつい購入してしまう。
- ③ もともとは手数料のかかる口コミサイトに登録していたが、利用者は少ないけれど手数料の安い口コミサイトができたので、そちらに利用を乗り換えた。
- ④ 多くの友人が契約している携帯電話会社と契約した方が、異なる会社と契約するのに比べて通話料金が安くなるため、友人たちが契約している会社と契約することにした。

正答①, ④

【問3】の作問意図

問3は、「現代社会」の共通テスト試行調査問題のうち、2018年・解答番号21の問題を参考に作問した。試行調査問題では、考え方を提示し、その考え方を反映した政策を選ばせることによって、社会的事象等の意味や意義を解釈できる力を問うている。筆者の作成した問題は、ネットワーク効果による独占という考え方を提示し、具体的にあてはまる事象を選ばせることによって、同様に社会的事象等の意味や意義を解釈できる力を問うている。

【問4】 次の会話文は、日本で「忘れられる権利」を認めるべきかどうかについての授業での生徒A～Eの議論である。□ア～□ウの発言者が、それぞれの生徒であるかについて、最も適当な組み合わせを、次の①～⑥のうちから一つ選べ。ただし、生徒の意見は「忘れられる権利」を認めるかどうかで二つに分かれており、意見は途中で変わらないものとする。

先生：忘れられる権利について、みなさんの意見を聞いてみましょう。日本では、「忘れられる権利」が認められていませんが、どう思いますか。

生徒A：私は、法律で「忘れられる権利」を明記することに賛成です。EUのGDPR（EU一般データ保護規則）では、消費者が個人情報の削除を要請できることが明記されており、検索サイトから自分の過去の写真などを消してもらうことが認められています。私は、日本でも、きちんとこの制度を導入すべきだと思います。

生徒B：国民には知る権利があり、これは民主社会を形成する上で重要なものであると私は考えます。

生徒C：私もそう思いますが、個人の尊厳を守るという意味では、「忘れられる権利」が認められてよいと思います。

生徒D：私も、日本で「忘れられる権利」が認められたらよいと思います。

生徒E：どうして、そう言えるのですか。法律によって、簡単に情報を削除することが強制されると、結果として国家による情報統制につながるものが危惧されます。

生徒□ア：私もそう思います。恣意的に国家にとって都合の悪い情報だけが削除可能になってしまえば、国民の権利が著しく侵害されてしまいます。

生徒C：それは飛躍しすぎじゃないかと思います。第三者機関を設置するなどの工夫によって、そのような弊害はうまく回避できるのではないかと思います。

生徒□イ：Cさんの意見に賛成です。欧米では非営利の団体が主体となってネット上の情報の真偽を確認したりするケースもあります。そのように非営利で中立な団体が、情報削除の是非を決定すれば、国家による情報統制は起こらないんじゃないかな。

生徒B：しかし、表現の自由やそれを確保するために必要な知る権利は、最大限保障されるべきで、国家による介入は一切許してはいけないのではないのでしょうか。

生徒□ウ：私は、個人の名誉などが著しく傷つけられる表現については、たとえ、それが真実であり、全体の幸福につながるとしても、本人が削除してほしい場合には認められるべきではないかと思います。それが人間としての義務だと思います。

- | | | | |
|---|-----|-----|-----|
| ① | アーA | イーD | ウーC |
| ② | アーB | イーD | ウーA |
| ③ | アーA | イーE | ウーC |
| ④ | アーB | イーD | ウーE |
| ⑤ | アーA | イーE | ウーD |
| ⑥ | アーB | イーE | ウーD |

正答②

【問4】の作問意図

問4は、2017年・解答番号23の問題を参考に作成した。共通テスト試行調査問題では、裁判員制度について賛否に分かれて議論する場面設定を行い、発言者を論理的に推測するものとなっている。筆者が作成した問題では、「忘れられる権利」を題材とし、論理的思考力を問うている。また、文章を読むことで、単元の復習になるように工夫した。

4. おわりに

今回の実践報告では、思考力等を問う評価問題を事前に作成してから逆算して、生徒の実態にあわせて単元開発を行っていった。これは、アクティブ・ラーニング自体が自己目的化してしまうのを防ぐことを一つのねらいとしている。また、思考力等を養うために、知識構成型ジグソー法や熟議についても取り入れた。新課程が始まろうとする中で、学校や地域を越えて様々な実践を共有していくことが、公民科教育全体の質の向上につながると考えている。他の先生方の取り組みなどについても興味があるので、機会があれば、是非ともお声がけいただきたい。

参考資料

- 1) 西岡加名恵編著『「逆向き設計」で確かな学力を保障する』（明治図書出版、2008年）。
- 2) 大学入試センターウェブサイト
https://www.dnc.ac.jp/daigakunyugakukibousyagakuryokuhyoka_test/
- 3) 東京大学 CoREF のウェブサイト
<https://coref.u-tokyo.ac.jp/archives/5515>
- 4) 諸外国におけるフェイクニュース及び偽情報への対応（三菱総合研究所、2019年5月24日）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000621621.pdf
- 5) 米加州で新個人情報保護法 欧州上回る企業負担も（「日本経済新聞」2019年10月15日）
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ051012300V11C19A0910M00/>
- 6) 長田健一『論争問題学習における授業構成原理の「熟議的転回」：National Issues Forumsの分析を通して』（『社会科研究』（80）、2014年）。

政治	経済	社会・文化	国際情勢
① 13日、公職選挙法違反などの疑いが指摘されていた首相主催の「桜を見る会」について2020年度は中止すると発表。 ② 25日、東京地検特捜部は、IR事業をめぐる収賄容疑で自民党所属の衆議院議員を逮捕。 ① 19日、⑤新安保条約調印60周年。 ② 19日、⑥東京地裁が、民事裁判記録の保存に関する新たな運用要領を公表。 ② 19日、森友学園問題で詐欺罪などに問われていた前理事長に大阪地裁が実刑判決。被告は控訴。 ③ 3日、広島地検は、2019年7月の参院選における公職選挙法違反の疑いで、自民党所属の参議院議員の公設秘書ら3人を逮捕。 ③ 24日、IOCは、東京五輪・パラリンピックの開催を1年程度延期すると発表。 ④ 1日、民法の改正法が施行。特に債権に関わる条項について見直しがおこなわれた。 ④ 7日、②新型コロナウイルス感染症の流行を受け、政府は首都圏や大阪府などに対して緊急事態宣言。同月16日、対象を全国に拡大。 ④ 28日、③教科書などの著作物を著作権者の許諾なしにオンライン授業で使えるようにする著作権法の改正法が施行。	⑩ 1日、④消費税率が10%に引き上げ。それにともない、軽減税率やキャッシュレス・ポイント還元事業が開始。 ⑩ 7日、日米両政府が日米貿易協定に正式署名。2020年1月1日に発効。 ② 17日、内閣府が2019年10～12月期のGDPを発表。年率換算で-6.3%と5四半期ぶりのマイナス成長となった。 ③ 11日、警視庁は、2018年に起きた暗号資産NEMの不正交換事件に関与した2人を逮捕。 ③ 14日、JR山手線に高輪ゲートウェイ駅が開業。 ③ 27日、④2020年度一般会計予算が成立。 ④ 8日、「第4のキャリア」となった楽天モバイルが正式にキャリアサービスを開始。 ④ 15日、観光庁が3月の訪日外国人旅行者数を発表。入国制限強化が影響し、前年同月比-93.0%の19.4万人となった。 ④ 16日、政府は、新型コロナウイルス対策として、国民1人当たり10万円を一律給付すると発表。	⑩ 9日、リチウムイオン電池を開発した旭化成名誉フェローの吉野彰氏がノーベル化学賞に決定。 ⑩ 22日、国連難民高等弁務官やJICAの理事長を務めた緒方貞子氏が死去。 ⑩ 31日、沖縄県那覇市の首里城で火災が発生し、正殿などが焼失。 ⑫ 4日、アフガニスタンやパキスタンで医療や人道支援に取り組んできた医師の中村哲氏が銃撃され死亡。 ⑫ 24日、厚生労働省が2019年の日本人の国内出生数を発表。前年比-5.9%の86.4万人となり、初めて90万人を割った。 ③ 20日、⑦地下鉄サリン事件から25年が経過。 ③ 25日、日本で5G（第5世代移動通信システム）のサービスが開始。 ④ 1日、①健康増進法の改正法が全面施行。 ④ 7日、理化学研究所は、新型コロナウイルス感染症対策に貢献する目的で、次世代スーパーコンピューター「富岳」の試験利用を開始すると発表。	⑩ 2日、北朝鮮が、新型の潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）「北極星3号」を発射。 ⑩ 27日、アメリカは、イスラーム国（IS）の最高指導者であったアブバクル＝バグダディ容疑者を殺害したと発表。 ⑩ 4日、アメリカが、パリ協定からの離脱を国連に正式に通告。 ⑫ 2～15日、スペインのマドリードでCOP25が開催。スウェーデンの環境活動家、グレタ＝トゥーンベリ氏も参加。 ① 1日、イタリアが、巨大IT企業を対象にデジタル課税を導入。 ① 31日、イギリスがEUを離脱。EU加盟国は27か国に。 ③ 5日、核兵器拡散防止条約（NPT）発効50周年。 ③ 11日、WHOは新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大について、「パンデミック」を宣言。 ③ 31日、イギリスのヘンリー王子と妻のメーガン妃が王室を離脱。

解説 1

私たちの生活が変わる？ ～屋内での喫煙原則禁止・レジ袋有料化～

新型コロナウイルス感染症の影響で外出もままならない状況のなか始まった2020年度。4月から身の回りのさまざまな制度が変更されている。民法改正などの大きな変化もあるが、今回は私たちの生活に身近な「屋内での喫煙原則禁止」と「レジ袋有料化」の2つに焦点を当てる。

●屋内での喫煙が原則禁止に

4月1日に健康増進法の改正法が全面施行され、原則として屋内での喫煙が禁止となった。望まない受動喫煙の防止を目的としたこの制度は、2019年から一部施行されており、学校や病院などではすでに敷地内禁煙が義務化されていた。今回の全面施行では、オフィスや事業所、飲食店、交通機関などが対象となる。居酒屋やパチンコ店のようなこれまで喫煙可能であった場所も原則禁煙となるため、注意が必要である。

また、一定の条件を満たせば屋内でも喫煙エリアを設けることができるが、20歳未満の者の喫煙エリアへの立ち

入りは一切禁止される。たとえば飲食店の従業員であっても、20歳未満であれば喫煙エリアに立ち入ることは許されない。新たなルールを正しく理解し、喫煙者も非喫煙者も気持ちよく過ごせるような環境づくりを期待したい。

●レジ袋有料化の義務化

7月1日からは、スーパーやコンビニエンスストアを含むすべての小売店で、プラスチック製レジ袋の有料化が義務付けられる。プラスチック製でもバイオマス素材の配合率が25%以上のものなど一部のレジ袋は義務化の対象外となるが、7月から多くの店でレジ袋が有料となることが予想される。義務化に先駆けて、すでに有料化を開始している店も多い。

2018年には大手コーヒーチェーンのスターバックスがプラスチック製ストローの廃止を発表するなど、世界的に海洋プラスチックごみ問題や環境問題への関心が高まっている。レジ袋の有料化という身近な変化をきっかけに、地球環境やごみ問題について今一度考えてみたい。

新型コロナウイルスをめぐる経緯

⑧は日本のできごと

2019年12月	中国湖北省武漢市で、原因不明の肺炎患者が確認
2020年	
1月9日	WHO（世界保健機関）は、中国の患者から新型コロナウイルスが検出されたと発表
16日	⑧厚生労働省が日本国内初の感染者の確認を発表
30日	WHOが緊急事態を宣言
2月13日	⑧日本国内で初めて感染者が死亡
27日	⑧日本全国の小中高校などの臨時休校を政府が要請
3月11日	WHOが「パンデミック」（世界的流行）の状態と認定
13日	⑧新型コロナウイルス感染症対策で「緊急事態宣言」を可能とする新型インフルエンザ等特措法の改正法が成立
16日	NY株式市場で、主要企業でつくるダウ工業株平均が過去最大の下げ幅を記録
24日	⑧東京五輪・パラリンピックの開催時期について、安倍首相とバッハIOC会長が1年程度の延期で合意
27日	ジョンソン英首相、新型コロナウイルス感染を発表
4月2日	世界の感染者数が100万人をこえる
7日	⑧政府が首都圏や大阪府などに対して緊急事態宣言（16日に対象を全国に拡大、5月14日に一部解除）
14日	IMF（国際通貨基金）は2020年の世界全体の成長率を前年比3%減とする予測を発表

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が世界的に大流行し、感染が広がる国では外出制限や店舗の休業など、人々の生活に大きな影響を与えている。2020年夏に予定されていた東京五輪・パラリンピックも1年延期が決定した。「戦争」にもたとえられる未曾有の状況のなか、私たちはどのように生きていけばよいのだろうか。

●新型コロナウイルスとは

新型コロナウイルスは、かつて世界で流行したSARSやMERSと同じコロナウイルスの一種である。感染経路はくしゃみや咳などによる飛沫感染や、ウイルスのついたものにさわってそこから口に入る接触感染がある。新型コロナウイルスに感染すると肺炎を発症することがあり、重症化すると死に至る。一方、軽症ですむ感染者も多く、重症化率は高くないが、症状が出ない感染者も一定数おり、感染拡大の原因の一つとなっている。

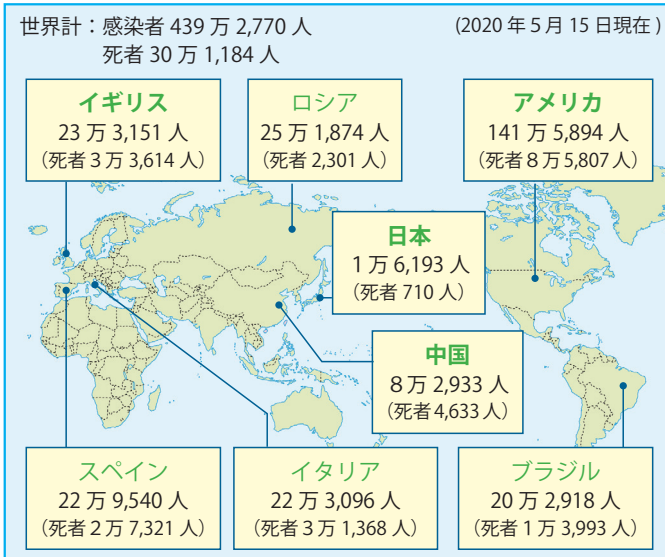
●世界への広がり

2019年12月、中国で原因不明の肺炎患者が確認され、後にその患者から新型コロナウイルスが検出された。感染は急速に拡大し、感染者数は世界で400万人をこえている。背景には、グローバル化による国境をこえたヒトの移動の活発化がある。日本でも、1月末の春節の連休に訪れた多くの中国人観光客や、2～3月に卒業旅行などでヨーロッパに旅行した若者から感染が広がる事例が見られた。

新型コロナウイルスは症状が出ない感染者が一定数おり、感染に気づかないまま日常生活を送ると、無意識のうちに感染を広げることがある。そのため、感染が広がる国の多くは外出制限政策をとり、人々は不自由な生活を強い

新型コロナウイルスの感染者数

（WHO 資料参照）



られることになった。世界経済は停滞し、IMFは今年の世界全体の経済成長率が前年比マイナス3%と、1929年に起きた世界恐慌以来最悪の水準になると予想している。感染拡大がピークをこえた国は経済活動を再開しているが、それにより再び感染者が増える可能性があり、各国の政府は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐための制限政策と経済活動の再開に頭を悩ませている。

●「with コロナ時代」をどう生きるか

日本も2～4月にかけて感染者が増加し、学校の一斉休校、緊急事態宣言による外出自粛、様々な業種の休業要請などの対応がとられた。5月には感染者数が減少傾向となり、緊急事態宣言の解除が進んでいるが、同時に様々な制限が課された「新しい生活様式」の実践が求められている。

新型コロナウイルス感染症は予防のためのワクチンや治療薬の開発も研究段階であるため、ウイルスとの闘いは長期化が予想され、終息の見通しは立っていない。私たちはもう新型コロナウイルスがなかった頃の生活には戻れず、ウイルスと共存していくことが求められている。

「新しい生活様式」の実践例

（厚生労働省資料参照）

基本的な感染対策	●人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける ●症状がなくてもマスク着用 ●家に帰ったらまず手や顔を洗う
日常生活	●毎朝の体温測定 ●こまめに換気 ●「3密」（密集、密接、密閉）の回避
買い物	●通販や電子決済の利用 ●1人または少人数で
公共交通機関	●会話は控えめに ●混んでいる時間は避ける
食事	●持ち帰りや出前、デリバリーの活用 ●対面ではなく横並びで座る
働き方	●テレワークやローテーション勤務、時差通勤の利用 ●会議や名刺交換はオンライン

●著作権法の改正

小説や音楽、美術、映画などの他人の著作物を利用する際には、著作権者の許諾が必要である。著作権者の権利は、例外を除いて、著作権法により守られている。しかし、高度情報社会の急激な進展により、著作物の利用に関する新たな要望に対応するため、2018年、著作権法が改正された。この改正により、著作権者の許諾を受ける必要のある範囲が見直され、著作物の利用を円滑におこなえるようになった（右表参照）。

●新型コロナウイルス感染症の影響

右表①③④については、2019年1月から施行された。②については、対面授業での印刷物の配布などに限られていた無許諾利用の範囲が拡大され、教材をインターネットで送受信できるようになった（当初は2021年施行予定）。しかし、新型コロナウイルスの影響で、オンライン授業の需要が高まったことを受け、前倒して2020年4月に施行されるとともに、2020年度にかぎり無償利用が認められた。

●改正の概要

以下の表は著作権者に無許諾で利用できるようになった例である。

①デジタル化・ネットワーク化の進展に対応
著作物の所在を検索し、その結果とともに著作物の一部を表示することや、論文盗用の検証に際し、盗用箇所の原典の一部を表示すること。
②教育の情報化に対応
ICTの活用により、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信すること。ただし、管理団体に補償金の支払いが必要である。
③障害者の情報アクセス機会の充実
録音図書などの作成に際して、著作物を視覚的に認識できない者が対象であったのを、肢体不自由等、書籍を読むことが困難な者まで対象を広げる。
④アーカイブの活用促進
美術館の展示品などの解説・紹介資料のデジタル化によるタブレット端末等での閲覧

（文化庁資料参照）

●キャッシュレス決済とは？

キャッシュレス決済とは、紙幣や硬貨といった現金を使わない決済手段で、以下の表のような種類がある。現在、日本国内で最も利用されているキャッシュレス決済はクレジットカードである。また、スマートフォンのアプリを使い、QRコードやバーコードを読み取って手続きをするコード決済の利用も急増している。

キャッシュレス決済には、現金とは異なり、支払いがス

おもなキャッシュレス決済の種類と特徴

クレジットカード	銀行口座から1か月分など一定期間をまとめて引き落とし。カードを持つ際にカード会社の審査がある。 例：visa、マスターカード、JCBなど
デビットカード	銀行口座からすぐに引き落とし。カードを持つ際の審査がない。 例：visa、マスターカード、JCBなど
電子マネー	あらかじめ入金（チャージ）が必要。支払い時は、カードもしくはスマートフォンなどを使う。 例：交通系ICカード（Suica、ICOCAなど）や流通系ICカード（WAONなど）、楽天Edy、iDなど
コード決済	あらかじめ入金（チャージ）が必要。支払い時は、スマートフォンを使う。 例：楽天Pay、PayPay、LINE Pay、メルペイなど

（朝日新聞社資料参照）

ムーズになり、消費者にとってはポイント還元があるなどのメリットがある。しかし、キャッシュレス決済は、システムを導入していない店舗では使えなかったり、不正アクセスなどのセキュリティ面や使用履歴などのプライバシー情報の不正利用への懸念といったデメリットもある。

●感染症の感染リスクを減らすキャッシュレス決済

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くの人が触れる現金の使用に公衆衛生上の問題が指摘されている。そこで、会計時の現金の受け渡しを減らし、インターネットでの振り込みなど外出の機会も減らす、キャッシュレス決済が予防策として注目されている。

また、キャッシュレス決済が普及した海外では、感染者の移動ルートの特定に、交通系ICカードやクレジットカードの使用履歴が活用された事例もある。ただし、感染者の移動ルートの特定へのキャッシュレス決済の活用にあたっては、プライバシー情報の不正利用への懸念も指摘された。

これまで、特に偽造紙幣の横行など現金への信頼度の低い国で、キャッシュレス化が急速に進行してきた。日本は、偽造紙幣が少なく、現金への信頼度が高いこともあり、キャッシュレス化の進行が海外に比べ遅れている。日本政府は、感染予防などの観点からキャッシュレス化を推進しているが、そのデメリットを十分考慮する必要がある。

● 60年目を迎えた新安保条約

1960年に日米安全保障条約が改定され、新安保条約とってから、2020年で60年目を迎えた。

新安保条約は、正式名称を「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」といい、現在に至るまで日米安全保障体制（いわゆる日米同盟）の根幹であり続けている。しかし、日米間の具体的な安全保障協力のしくみは、時代とともに変容してきた。

◆ 新安保条約の概要

新安保条約は10条からなり、そのおもな内容は、米軍が日本を防衛する義務を負うこと（第5条「共同防衛」）と、日本が米軍に基地を提供すること（第6条「基地の許与」）である。

1951年に調印された日米安全保障条約（旧安保条約）では、米軍の日本駐留が明記されていたものの、米軍の日本防衛義務については規定されていなかった。また、日本国内の内乱に際しては、在日米軍が出動できるとする「内乱条項」が取り入れられており、主権国家間の条約としては問題の多いものであった。新安保条約では、「内乱条項」が撤廃されたほか、有事の際には米軍が日本を防衛する義務を負うことを定めることで、旧安保条約に比べて対等な条約に改められた。

なお、新安保条約の締結と同時に日米地位協定が締結された。この協定は、米軍による日本での施設・区域の使用や、米兵への裁判権などを規定している。しかし、特に裁判権については、日本側に不利な規定になっているとして、米兵による事故や事件が起きるたびに問題になっている。

● 日米安保体制の変容とこれから

冷戦期における在日米軍の存在は、ソ連の東アジア・太平洋地域への侵攻を防ぐという意味合いが強かった。日本もまた、自衛隊の活動範囲を日本領域に限定し、自衛権の行使は個別的自衛権に限るという防衛政策に徹してきた。

しかし、冷戦終結後、ロシアの脅威が相対的に低下する一方、中国の急速な軍拡や北朝鮮のミサイル・核実験によって、極東の軍事バランスが変化した。さらに、テロへの対処や、中東地域での米軍の行動に対する支援などの要請から、日米安全保障体制の見直しが迫られることになった。

現在では、安倍政権の下で日本の集団的自衛権の行使が限定的に容認されるとともに、日米の安全保障協力の範囲が「日本周辺」から「地球全体」に拡大している。こうして、新安保条約に基づく日米安全保障体制と、自衛隊・在日米軍の役割は、当初の目的から大きく変容している。

また、ミサイル防衛における日米間の情報共有も高度化され、今後は宇宙、サイバー、電磁波といった新領域での日米安保協力が進展するとみられる。しかし、有事における日米の一体化は、専守防衛をこえるものであり、米軍の戦争に巻き込まれるのではないかと懸念する声もある。

● 駐留米軍と基地をめぐる課題

日米の安全保障協力が進展する一方、在日米軍をめぐる課題も多い。たとえば、日米地位協定では本来、土地所有

者に支払う地代を除いて、従業員への労務費などの駐留経費はアメリカが負担することになっている。しかし、アメリカからの要請により、1978年以降、駐留経費の一部を日本が肩代わりしている。いわゆる「思いやり予算」である。「思いやり予算」の範囲は徐々に拡大し、現在では従業員への労務費だけでなく、在日米軍の施設の整備費、光熱水料も日本が負担している。

駐留米軍に対する日本の負担額は、ドイツや韓国など米軍基地のある他国と比べても多い。しかし、トランプ米大統領は、アメリカ側のコストが大きく不公平であるとして、各国にさらなる負担の増額を求めている。

また、沖縄県では、2016年に米軍北部訓練場の過半が返還された。しかし、普天間飛行場の名護市辺野古への移設に対しては、基地の固定化につながるとして反対する県民が多い。移設工事自体も難航しており、普天間飛行場の返還は当初の予定より大幅にずれ込む見通しである。在日米軍基地の整理縮小にあたっては、住民の理解と合意の上で、地元の負担を軽減する観点から進めることが不可欠であろう。

日米安保体制をめぐるできごと

（防衛省資料など参照）

年	出来事
1951	日米安全保障条約（旧安保条約）調印
1960	安保条約改定（新安保条約調印）・日米地位協定調印
1972	沖縄復帰
1978	日米防衛協力のための指針（ガイドライン）策定
1991	ソ連崩壊
1996	日米安全保障共同宣言 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告 →米軍施設・区域の一部返還・日米地位協定の運用改善など、沖縄の負担軽減のための施策を明記
1997	ガイドライン改定
1999	周辺事態法などガイドライン関連法成立
2001	アメリカ同時多発テロ事件
2006	北朝鮮、初の地下核実験実施
2014	政府、「武力行使の高三要件」を閣議決定
2015	ガイドライン改定、安全保障関連法成立
2019	普天間飛行場の代替施設をめぐる名護市辺野古での埋め立て工事について、沖縄県民投票で反対多数

日米新安保60周年の2020年は、NPT発効50周年の年でもある。今年はNPTの運用状況についての再検討会議が開かれる予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で延期されることになった。北朝鮮の核開発が深刻化する中、米口の中距離核戦力（INF）全廃条約が失効し、米中対立も激化している。「核なき世界」への機運が後退する中で、NPTの核不拡散体制をどのように強化するべきか、日米安保体制を考える上では、核をめぐる問題も避けて通れない。

●民事裁判記録はどうなっていた？

第二次世界大戦後の裁判記録が多数廃棄されていたことが2019年に発覚した。民事裁判の場合、最高裁の規定で、判決後、一審の裁判所で5年間保存されることになっており、判決文に対しては別に保存されることになっていた。重要な裁判については「特別保存」として永久保存されるが、ほとんどが「特別保存」されていなかったため、5年を過ぎると捨てられていた。たとえば、教科書に掲載されている有名な事件でいうと、朝日訴訟、「宴のあと」事件、長沼ナイキ基地訴訟、最高裁で違憲判決が出された薬事法訴訟、在外日本人選挙権制限規定、国籍法取得制限規定などが捨てられていた。なお、代表的な憲法判例集に掲載された137件のうち18件が保存されており、そのうち「特別保存」されていたのは、津地鎮祭訴訟や大阪国際空港公害訴訟などわずか6件であった（共同通信調べ）。

東京地方裁判所は、2020年2月に新たな運用要領を公表した。最高裁判例集に掲載された裁判や主要日刊新聞の二紙以上に記事が掲載された裁判などは「特別保存」とすることになった。同年3月には、最高裁は東京地裁が作成した運用要領を参考例として、全国の裁判所に通知した。

●刑事裁判記録はどうなっていた？

刑事事件の場合は、裁判記録は裁判所が保管するのではなく、検察庁が保管することになっている。裁判記録は、判決後3年経過すると、原則として誰でも閲覧できることになっているが、実際は閲覧不許可の事件もある。閲覧不許可の理由として、「本人の更生を妨げる」などがあげられている。刑事裁判記録は、判決後、刑の内容や刑期に応じて3～50年を過ぎると廃棄されるが、重要と判断されれば「刑事参考記録」に指定され無期限に保存される。

2019年12月の法務省の発表によると、1886年から2014年までに判決が確定した「刑事参考記録」に指定された事件は764件であった。ロッキード事件などが含まれる反面、最高裁で違憲判決が出された刑事事件9件のうち、8件の資料が廃棄されており、「刑事参考記録」に指定されていたのはわずか1件であった。

法務省は今後の保管のあり方を検討すると発表した。

社会に大きな影響を与えた重要な裁判記録は貴重な財産である。司法の記録を未来の教訓とすることが求められている。

●地下鉄サリン事件（1995年）から25年

オウム真理教が起こした無差別化学兵器テロ事件で、13人の死者とおおよそ6,000人の負傷者を出した地下鉄サリン事件から25年が経過した。2018年には、オウム真理教に関する一連の事件におけるすべての確定死刑囚に刑が執行された。オウム真理教の起こした事件を知らない世代が増えるなかで、これを機に今一度事件をふり返り、捜査とメディアのあり方について考えたい。

●松本サリン事件での「冤罪報道」

◆松本サリン事件とは？

地下鉄サリン事件のおおよそ9か月前、長野県松本市の住宅街でオウム真理教の信者がサリンを散布し、多数の死傷者を出した事件。しかし、事件発生当時、オウム真理教の事件への関与は疑われなかった。警察は、被害者であり第一通報者である会社員男性の事件への関与を疑い、男性の自宅を家宅捜索し、推定有罪で執拗な取り調べをおこなうなどした。また、そのような警察の動きを受け、報道各社は男性を犯人であると決めつけるような報道をおこなった。

地下鉄サリン事件の発生後、松本サリン事件もオウム真理教による犯行であると判明したことで、国家公安委員長は男性に謝罪、報道各社は一斉に謝罪文や訂正記事を掲載した。男性の疑惑は晴れたものの、不当な捜査や事実と異なる報道によって男性が受けた被害は計り知れない。

●捜査のあり方とメディアのあり方

松本サリン事件から四半世紀が過ぎた現在でも、捜査や報道のあり方については頻繁に議論が巻き起こっている。2019年には、裁判員裁判対象事件など一部の事件について、取り調べの全過程の録音・録画（取り調べの可視化）が義務付けられることとなった。しかし、その対象は全事件の3%程度に過ぎず、逮捕前の任意の取り調べや起訴後の取り調べは対象外とされている。また、本来は冤罪防止を目的に整備された制度であるはずが、検察は録画した映像を法廷で上映するなどして、有罪を証明する証拠として活用する姿勢を示していることから、映像の取り扱いについては議論の余地がある。

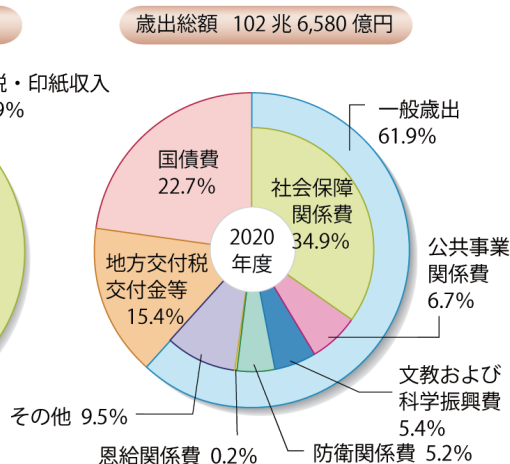
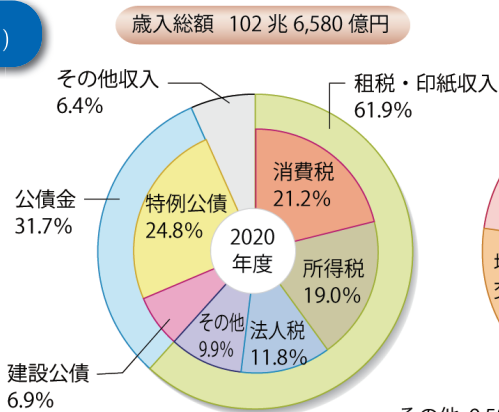
報道被害はいまだに後を絶たない。松本サリン事件のように無実の人を犯人視する報道のほか、被害者の尊厳を傷つけるような報道や、メディアスクラムとも呼ばれる関係者への過剰な取材などは、現在でも問題となっている。

SNSなどを通じて、私たち市民が情報の発信者になることもある。安易な気持ちで不確実な情報を発信したり、拡散したりしていないか、自分の発信した情報が誰かを傷つけたり、誰かの権利を侵害したりしていないか、SNSなどのソーシャルメディアも含めたメディアのあり方について、改めて考えたい。

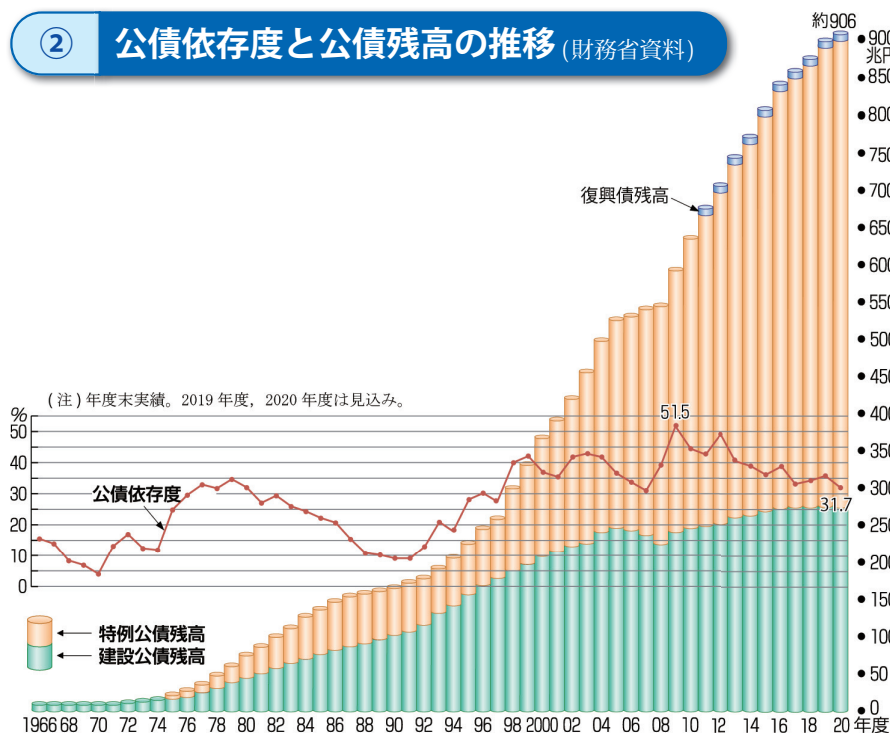
① 一般会計予算 (財務省資料)

解説 2020年3月27日に成立した一般会計予算は総額102兆6,580億円で、当初予算としては8年連続で過去最大を更新した。高齢化による費用増や教育無償化などにより、社会保障関係費が増え、総額の35%を占めるまでになっている。

さらに新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応する補正予算が4月30日に成立した。補正予算では緊急経済対策として1人当たり10万円の現金給付や事業継続のための支援策が盛りこまれ、過去最大の25兆6,914億円となっている。しかし補正予算成立時点でも感染拡大はおさまっておらず、さらなる財政支出が求められている。



② 公債依存度と公債残高の推移 (財務省資料)



解説 日本の公債（国債）残高は年々増加しており、2020年度の公債残高は年度末に906兆円に達する見込みである。これは一般会計税収の約14年分に相当する額であり、国民1人当たりで計算すると約723万円になる。

しかし4月末に成立した補正予算の財源は全額国債であり、新型コロナウイルスの影響が長期化するなか、新規の国債発行額はさらに増えることが予想されている。これにより、2020年度の公債依存度・公債残高はともに増えると考えられる。

関連ページ	改訂版	現社 321	改訂版	現代社会	① p. 175	② p. 180	副教材	最新現代社会資料集 新版	① p. 214	② p. 219
	教科書	現社 322	改訂版	新現代社会	① p. 120	② p. 123		クローズアップ現代社会 新版	① p. 168	② p. 172
		政経 309	改訂版	政治・経済	① p. 147	② p. 151		最新政治・経済資料集 新版	① p. 233	② p. 239
		政経 310		新政治・経済	① p. 78	② p. 81				

公民最新資料 第33号

教育図書出版
第一学習社

2020年5月26日発行

東京：〒102-0084	東京都千代田区二番町5番5号	☎ 03-5276-2700
大阪：〒564-0052	吹田市広芝町8番24号	☎ 06-6380-1391
広島：〒733-8521	広島市西区横川新町7番14号	☎ 082-234-6800
札幌：☎ 011-811-1848	青森：☎ 017-742-4600	仙台：☎ 022-271-5313
新潟：☎ 025-290-6077	つくば：☎ 029-853-1080	東京：☎ 03-5803-2131
横浜：☎ 045-953-6191	金沢：☎ 076-291-5775	名古屋：☎ 052-769-1339
神戸：☎ 078-937-0255	広島：☎ 082-222-8565	福岡：☎ 092-771-1651
沖縄：☎ 098-896-0085		